

中小企業信用保険法第2条第5項第8号の認定事務取扱要領

1 認定基準について

次の(1)(2)(3)(4)いずれにも該当する鷹栖町内の中小企業者（法人の場合は「本店登記が鷹栖町内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が鷹栖町内にあること」が必要です。）

- (1) 株式会社整理回収機構（東京都千代田区丸の内3丁目4番2号）に貸付債権が譲渡（信託を含む。）されたことを確認できる書類（金融機関から送付された債権譲渡通知など）を有していること。
- (2) 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期で減少していること。
- (3) 事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた具体策、債務の返済計画などを規定した事業計画を作成し、その実行に務めていること。
- (4) 株式会社整理回収機構に対する債務の返済条件の変更を受けていること又は株式会社産業再生機構法第22条第3項に規定する支援決定を受けていること。

2 認定申請手続について

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定による認定申請書（様式第8）に必要な事項をご記入・押印のうえ、下記の必要書類を添付して申請してください。法人の場合は社判・代表者印、個人の場合は実印をお持ちください。

※提出書類

- | | |
|--|-----|
| ① 中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定による認定申請書 | 2通 |
| ② 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し（法人の場合） | 1通 |
| ③ 直近の決算書（法人）、確定申告書（個人事業者）の写し | 2期分 |
| ④ 許認可証の写し（許認可が必要な業種の場合） | 1通 |
| ⑤ 債権譲渡通知書 | 1通 |
| ⑥ 事業計画書等（事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組み、債務返済計画等を規定した事業計画） | 1通 |

- (2) ①の認定申請書の1通は、鷹栖町公印を押印して、原則当日中に交付いたします（残りの1通は鷹栖町の控えとなります）。なお認定事務は当日の窓口の状況により、後日交付になる場合があります。

- (3) 認定書は、有効期間内（30日間）に信用保証協会に提出してください。

【申請・お問い合わせ先】

鷹栖町産業振興課商工観光係

所在地； 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

電話； 0166-74-3582（内線252・257） F A X； 0166-87-2850

様式第8

中小企業信用保険法第2条第5項
第8号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

鷹栖町長 谷 寿 男 殿

申請者
住所
氏名 印

私は、下記のとおり (注1) が株式会社整理回収機構(東京都千代田区丸の内3丁目4番2号)又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことにより、金融機関との金融取引において借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

- (注1) が株式会社整理回収機構又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことを確認できる資料は、別添1のとおり。(注2)
- 金融機関からの総借入金残高が減少していることを確認できる資料は、別添2のとおり。(注3)
$$\% (A / B)$$
A : 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円
B : 年 月 日(Aの前年同期を記入のこと)の金融機関からの総借入金残高 _____ 円
- 当社の事業計画書(事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した経営計画書)は、別添3のとおり。(注4)
- 当社が、株式会社整理回収機構から同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていること又は株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号)第22条第3項に規定する支援決定を受けていることが確認できる資料は、別添4のとおり。(注5)

※1: (注1)には、当該貸付債権の譲渡をした金融機関の名称を記入すること。
2: 貸付債権が譲渡された事実を確認できる資料として、(注1)から受け取った債権譲渡通知書等を添付すること。
3: 申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び(注1)からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。
4: 事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した事業計画(様式自由)を作成し、添付すること。
5: ①株式会社整理回収機構から同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていることが確認できる資料としては、(注1)による貸付債権の譲渡時の借入れに係る約定書及び当該借入れに係る返済条件の変更がなされた株式会社整理回収機構との約定書を添付すること。
②株式会社産業再生機構法第22条第3項に規定する支援決定を受けていることが確認できる資料としては、当該支援決定を行ったことについて産業再生機構が申込者に対して発出した通知を添付すること。

(留意事項)

- 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

令和 年 月 日 鷹商第 号

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間: 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

鷹栖町長 谷 寿 男 印